

ライフ

ワークLIFEおおいた

育児休業

取れていますか？



第56号
2023
6月



知っていますか？

育児・介護休業法の改正により、『男性労働者の育児休業等の取得状況』を公表することが義務付けられました！

※詳しくは1ページをご覧ください

トピックス

- ① 公正な採用選考を目指しましょう
- ② 国内外への販路拡大に関する補助金のご案内
- ③ 「大分市障がい者職場実習促進事業」
奨励金の交付対象を拡充しました

2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は

男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。

対象企業 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



？ お問い合わせ先

大分労働局 雇用環境・均等室 ☎ 097-532-4025

公正な採用選考を目指しましょう

厚生労働省では、就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主の皆さまにご協力をお願いしています。差別のない公正な採用選考の実施にむけて積極的な取り組みをお願いします。

採用選考時に配慮すべき事項 ～ 就職差別につながるおそれがある13事項 ～

次の①～⑪の事項を、エントリーシート・応募用紙に記載させる、面接時において尋ねる、作文の題材にするなどによって把握することや、⑫～⑬を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

本人に責任のない事項の把握

- ①本籍・出生地
- ②家族（職業・収入など）
- ③住宅状況（間取り・住宅の種類など）
- ④生活環境・家庭環境など

本来自由であるべき事項の把握

- ⑤宗教 ⑥支持政党 ⑦人生観・生活信条など
- ⑧尊敬する人物 ⑨思想
- ⑩労働組合・学生運動などの社会運動
- ⑪購読新聞・雑誌・愛読書など

採用選考の方法

- ⑫身元調査などの実施
- ⑬合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

公正採用選考人権啓発推進員制度について

雇用主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任していただいています。

? お問い合わせ先 ハローワーク大分 ☎097-534-8609

労働相談のご案内 職場の悩み お気軽にご相談ください

『巡回特別労働相談』

労働者や事業主からの労働に関するトラブル・悩みについての相談を、弁護士、労働基準監督官等がお受けします。秘密厳守・相談無料ですので、お気軽にご相談ください。

日 時 令和5年6月15日（木） 13時～16時

場 所 J:COMホルトホール大分201・202会議室

相談内容 労働問題全般に関すること

その他 弁護士相談は事前予約が必要です。申込方法など詳しくは、大分県労政・相談情報センターへご連絡ください。

? お問い合わせ先 大分県労政・相談情報センター ☎097-532-3040



見本市等への出展による県外への販路拡大を応援します！ ～「大分市中小企業見本市等出展事業補助金」のご案内～

市外で開催される見本市等への出展に必要な費用を補助します

- 【対象者】 大分市内で継続して1年以上事業を営んでいる中小企業者（個人事業主を含む）
- 【補助対象経費】 見本市等（オンライン見本市を含む）に出展する際にかかる費用
（交通費、宿泊費、商品運搬費、光熱水費、印刷物作成料、出展料（小間料）、小間装飾費、備品借上料）
- 【補助上限額】 上限50万円、補助率1／2
- 【募集期間】 令和6年1月末日まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。
- 【補助対象】 令和6年3月末日までに開催される見本市等
※ 出展する見本市等の開催初日の2ヵ月前までに申請が必要です。

？ お問い合わせ先 大分市創業経営支援課 販路拡大担当班 ☎097-537-5875

市内企業の新たな挑戦による県外への販路拡大を応援します！ ～「大分市販路拡大課題解決補助金」のご案内～

**商品の開発・改良やブランディング・プロモーションなど販路開拓の課題を解決するために
かかる費用をサポートします**

- 【対象者】 大分市内で継続して1年以上事業を営んでいる中小企業者（個人事業主を含む）
- 【補助対象取組】 ①商品・サービスの開発及び改良
②マーケット調査及び商品・サービスのプロモーション
③新たな販売チャネルの開拓
- 【補助対象経費】 ①相談費用、試験実施費用、パッケージデザイン費用
②マーケット調査費用、相談費用、チラシ等のデザイン作成費用、インターネット等への広告掲載費用、HPの作成／変更費用、画像／動画の作成費用
③自社HPへのEC販売機能の追加に関する費用、ECモール等への出店／出品に関する費用（初期手数料、月額登録料、販売手数料、カード決済手数料、商品発送費用）
- 【補助上限額】 上限50万円、補助率1／2
- 【募集期間】 令和6年1月末日まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。
- 【補助対象】 令和6年3月末日までに取組を完了するもので、県外向けの販路開拓を行うもの
※1 店舗への誘客やインバウンド（訪日外国人旅行）需要喚起のための取組は対象外となります。
※2 申請にあたっては、事前ヒアリング及び大分市が指定する経営相談機関への相談が必要です。

？ お問い合わせ先 大分市創業経営支援課 販路拡大担当班 ☎097-537-5875

海外への販路開拓チャレンジを応援します！ ～「大分市海外販路拡大サポート補助金」のご案内～

海外に販路を拡大するために必要な、市場調査や展示会への出展、越境EC出店、海外向け商品パッケージデザイン作成、海外知的財産申請などにかかる費用を補助します

【対象者】 大分市内で継続して1年以上事業を営んでいる中小企業者（個人事業主を含む）

【補助対象経費】 ①海外展開相談・海外市場調査 ②海外向け情報発信ツール（外国語ホームページ作成など）整備 ③海外商談会・展示会等出展 ④海外渡航費
⑤通訳・翻訳 ⑥越境EC出店 ⑦海外向け商品パッケージ等デザイン作成
⑧国際製品規格・認証等取得 ⑨海外知的財産申請 ⑩契約書作成相談

【補助率】 初めて補助金交付を受けた日の属する年度から起算して、補助対象経費の1～3年度目は1/2、4～6年度目は1/3、7～10年度目は1/4
※補助対象経費ごとに上限金額あり。事業者あたりの年間利用限度額は100万円

【募集期間】 令和6年3月15日まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。

【補助対象】 令和6年3月末日までに実施するもの
※申請前にジェトロ大分など海外販路開拓支援機関でのヒアリングが必要です。

？ お問い合わせ先

大分市創業経営支援課 販路拡大担当班 ☎097-537-5875

「大分市障がい者職場実習促進事業」 奨励金の交付対象を拡充しました

大分市では、障がい者雇用を促進するため、「一般就労を希望する障がい者」と「障がい者を雇用しようとする企業」をマッチングし、双方に奨励金を交付する「障がい者職場実習促進事業」を令和2年4月から実施しています。令和4年度までは、奨励金の交付対象を「1日4時間以上8時間以内の実習」としていましたが、令和5年度より「1日2時間以上4時間未満の実習」も対象となりましたのでお知らせします。

【対象】 障がい者雇用に意欲があるなど、障がい者の一般就労先となることが見込まれる大分市内の民間企業

【奨励金】	1日の実習時間	2時間以上4時間未満	4時間以上8時間以内
	日額	3,000円	5,000円

※ 実習日数は最大10日間

※ 他の補助金等を受ける場合は5,000円又は3,000円から当該補助金等の額を差し引いた額

※ 実習生本人には日額2,000円の奨励金を交付

【申込方法】 「障害者就業・生活支援センター 大分プラザ」に事前相談のうえ、お申込みください。

※ この事業は大分県が実施している「障がい者雇入れ体験（職場実習）」を活用しながら本市独自の拡充を行うものであり、県事業の委託を受けている「障害者就業・生活支援センター大分プラザ」に委託して実施します。

？ お問い合わせ先

障害者就業・生活支援センター 大分プラザ ☎097-574-8668

大分市商工労政課 雇用労政担当班 ☎097-537-5964

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、今年も下記の取組を実施します。どうぞご参加ください。

男女共同参画週間記念講演会

6月24日（土）コンパルホール1F文化ホールで、セイン・カミュさんを講師にお招きし、自身の子育て等について講演いただきます。



男女共同参画週間パネル展示

6月16日から6月29日に、コンパルホール2F市民ギャラリーにて、男女共同参画に関するパネル展示を実施します。

男女共同参画週間街頭啓発

6月23日（金）午前7時半から、大分駅の北口広場・南口広場にて街頭啓発を実施します。啓発グッズや男女共同参画に関する情報を配布します。

たびねすの「女性のための専門相談」をご利用ください

女性の生き方が多様化している社会の中で、女性の困りごとは家庭や社会、職場での人間関係、ご自身の経済的な問題、健康面など多岐にわたります。

たびねすでは、そんな困りごとにお応えするため、より専門性の高い面接相談をはじめました。

各週のテーマ



- 第1水曜日 「発達課題（発達障がい）を抱えた働き方・暮らし方」
- 第2水曜日 「家計の見直し～お金の不安解消～」
- 第3水曜日 「健康な生活のためのストレスセルフケア」
- 第4水曜日 「からだと健康（大人の健康管理、子どもの性教育）」

相談時間

- 10:00～10:50 ●11:00～11:50
- 13:00～13:50 ●14:00～14:50

※水曜日が祝日の場合も実施します。

※たびねすの休館日はお休みです。



相談方法

面接相談（事前予約制：下記、お問い合わせ先にご連絡ください。）

お問い合わせ先



大分市男女共同参画センター（たびねす）

大分市府内町1丁目5番38号（コンパルホール2階）

TEL：097-574-5577

Eメール：danjokyodo@city.oita.oita.jp

大分市シルバー人材センターをご利用ください

地域のご家庭・企業・公共団体のみなさま お仕事お任せ下さい!



建物管理



商業施設内の作業



下記以外にも
いろいろな仕事の
経験者がいます。お気軽に
ご相談ください!



家事援助



筆 耕



洗車作業



屋外作業



剪 定



草刈り



草取り



調理補助

あなたの経験と知識が活かせる
いろいろなお仕事が待っています!

入会説明会開催

予約が
必要です

日時 毎月10日・20日 13:30~
(土・日・祝日の場合は翌営業日)

場所 大分市シルバー人材センター

説明会は、予約が必要です。
下記へお気軽にお申し込みください。

健康のために仕事がしたい。空いた時間に
働きたい。社会に貢献したい。これからの
人生を楽しみたい方、ぜひお越し下さい。

シルバーパワー 会員募集

大分市在住で
60歳以上の方



講習・教室

ふすま・障子の張替え講習

いきいき
エクササイズ

上記の講習・教室は一例です

公益社団法人

大分市シルバー人材センター

大分市金池町3丁目2番3号

TEL.097-538-5575





社員の豊かで充実した生活をサポート！

福利厚生は **おおいた勤労者サービスセンター** におまかせください！

一般財団法人おおいた勤労者サービスセンターでは、企業等で働くみなさんを福利厚生面からサポートするため、さまざまな事業を行っています。

事業主のみなさん、月々わずかな掛金で社員の皆さんが慶弔給付、健康維持増進、自己啓発、余暇活動など多彩なサービスを受けられますので、ぜひ加入をご検討ください！

事業内容

慶弔給付事業

お祝いごとやお見舞ごとがあった場合に支給されます。

- 結婚祝金（20,000円）
- 結婚記念祝金（10,000円）
- 出生祝金（20,000円）
- 勤続祝金（10,000円）
- などの給付

健康維持増進事業

サービスセンターが健康づくりのお手伝いをします。

- 健康診断受診助成（一般健康診断、人間ドック・脳ドック、一般健康診断プラス追加検査）
- インフルエンザ予防接種助成
- スポーツ施設利用助成 等

自己啓発事業

自己啓発のための各種事業を実施します。さあ、もうひと頑張りしませんか。

- 教養講座受講助成（3,000円、年度1回）
- 演劇・コンサートなどのチケット購入助成
- 各種教室の開催

余暇活動事業

余暇時間の充実、会員相互の交流、家族の親睦を図る事業を実施します。

- 主催事業（ボウリング大会、ゴルフ大会など）
- 提携ツアー（日帰りバスツアー、温泉ツアー、グルメツアーなど）
- 旅行宿泊助成
- レクリエーション助成

【会費等】 1人あたり入会金300円（初回のみ）、月会費800円

【入会できる人】 大分市・由布市内の事業所で働く勤労者と事業主
※事業所単位での一括申込みとなります

詳細について説明にお伺いしますので、お気軽にお問い合わせください！

？ お問い合わせ先

一般財団法人おおいた勤労者サービスセンター

☎ 097-548-5500

【お知らせ】

『ワークLIFEおおいた』は大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。

今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFEおおいた 2023年6月発行

大分市 商工労働観光部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077

E-mail: rousei@city.oita.oita.jp

大分市ホームページからもご覧いただけます

<https://www.city.oita.oita.jp/>